

保護者様

川崎市教育委員会事務局
健康給食推進室

連続して4日以上欠席する場合の学校給食の停止手続について（お願い）

日頃から、本市の教育行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。
学校の給食実施日において連続して4日以上、給食を食べないことが見込まれる場合、
予め「学校給食費区分変更届」を学校に提出していただくことで、学校給食の発注を
と止めることができます。

お早目の手続にご協力ください

■給食費がかからないための手続について

「学校給食費区分変更届」を提出した場合、給食費が請求されなくなるのは、学校が
届出を受けた日の翌日から数えて8開庁日目からとなります。そのため「学校給食費区分
変更届」は、欠席する予定の初日から数えて8開庁日前までにご提出ください。

■給食食材の食品ロスを減らすために

しかしながら、川崎市では、毎日約11万食分の食材をまとめて発注しているため、発注
内容の変更には時間がかかり、8開庁日前の給食停止手続では発注が止められない食
材もあります。

「学校給食費区分変更届」は、欠席する予定の月の前々月※までに提出していただくこと
により、不要な給食食材の発注を防ぎ、食品ロスを削減することができます。

※例として、年明けの1月に4日以上欠席する場合は、11月末までに提出となりますが、各学校
によって届の取りまとめの時期が前後しますので、期限については学校に確認してください。

■学校を欠席する予定がある場合は、食品ロスの削減のためにも、お早めに「学校給食費区分変更届」を提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

停止手続の詳細については、学校にご相談くださいますようお願いいたします。

また、学校給食費に関するお問合せ・ご相談は、健康給食推進室でも受け付けております
ので、下記までご連絡ください。



【お問合せ先】

教育委員会事務局 健康給食推進室
会計担当044-200-2539